

社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることを目的とす。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

2 この規程において「対象文書」とは、市社協の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該市社協の職員が組織的に用いるものとして、当該市社協が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(市社協の責務)

第3条 市社協は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市社協の職員、又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(収集の制限)

第4条 市社協は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 市社協は、法令又は規程（以下「法令等」という。）に定めがあるときを除くほか、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。

(適正管理)

第5条 市社協は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 市社協は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市社協は、保有の必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに消去し、又はこれを記録した対象文書を廃棄しなければならない。

(受託者等の責務)

第6条 市社協から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなけれ

ばならない。

(委任)

第7条 規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。